

北九州地区労連ニュース

2019年 1月号 No. 147号

発行 北九州地区労働組合総連合
 連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号
 メール k_oren@ybb.ne.jp 093-921-0747
 ホームページ http://www.geocities.jp/k_oren/



2019 春闘始動

消費税あげるな！賃金あげる！憲法変えるな！政治変える！ 共同の広がりて、世論を動かす春闘に！

北九州地区労連は、2019年春闘を、「かちごろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしくくらす社会」「とめよう アベノ条改憲、消費税増税」「職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう」「北九州でたたかわれているすべての争議の早期解決を」のスローガンを掲げ年明け早々の1月10日早朝新春宣伝行動を成功させ、春闘での要求前進を目指す取り組みが始まっています。

市内4つの駅頭で早朝宣伝

1月10日北九州地域で、「北九州春闘連絡会議」の新春宣伝行動が門司・小倉・戸畑・黒崎駅で取り组まれました。

全労連は、2019年国民春闘を、「消費税上げるな！賃金上げろ！憲法変えるな！政治を変えろ！労働者の声で世論を動かす春闘」を合言葉に大幅賃上げや長時間労働是正、改憲阻止を目指し、運動の強化を呼びかけています。

市役所前では、2019年国民春闘を、「かちごろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしくくらす社会」「とめよう アベノ条改憲、消費税増税」「職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう」の3つのスローガンを掲げ、市内4つの駅頭で早朝宣伝を行いました。

市役所前では、2019年国民春闘を、「かちごろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしくくらす社会」「とめよう アベノ条改憲、消費税増税」「職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう」の3つのスローガンを掲げ、市内4つの駅頭で早朝宣伝を行いました。



1・10早朝宣伝は市内4つの駅頭で26人が参加 675枚のチラシを配布

市役所前では、2019年国民春闘を、「かちごろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしくくらす社会」「とめよう アベノ条改憲、消費税増税」「職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう」の3つのスローガンを掲げ、市内4つの駅頭で早朝宣伝を行いました。

市役所前では、2019年国民春闘を、「かちごろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしくくらす社会」「とめよう アベノ条改憲、消費税増税」「職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう」の3つのスローガンを掲げ、市内4つの駅頭で早朝宣伝を行いました。

市役所前では、2019年国民春闘を、「かちごろう 大幅賃金引き上げ、8時間働いて人間らしくくらす社会」「とめよう アベノ条改憲、消費税増税」「職場と地域からの共同のたたかいで、未来を切り拓こう」の3つのスローガンを掲げ、市内4つの駅頭で早朝宣伝を行いました。



雨あがり

50歳半ばとなり健康診断の結果を見ると「ふとりのぎみ」から「ふとりすぎ」という診断が見られるようになりました。

新たな運動をすると腰痛や膝痛などの発症も心配されるので一番簡単な「ウォーキング1日1万歩の目標」を初めて一年半が経過しました。

雨の日は傘をさし、真夏は夕方の涼しいときに、雪の時は長靴をはいて、妻との休日の大型店舗での買い物時は、特に用事もないうちに店の中を何度も行ったり来たりエスカレーターは、使わずに階段を歩いていきます。最近、夕暮れも早いため蛍光灯グズズを両手につけて懐中電灯を持って歩いています。「ウォーキング1日1万歩の目標」は、9割程度は達成しているところです。

今年の健康診断では、少し高かった血圧は正常値に、医者からは「体重の割に内臓脂肪が少ないです。シムに行っているのですか」という診断結果でした。

「ふとりのぎみ」から「ふとりすぎ」にはなるように「ウォーキング1日1万歩の目標」を続けたいと思います。

(正)

ながた市長実現！かちとろう！大幅賃金上げ！止めよう！憲法9条改憲 消費税増税

2019年新春旗びらきに137人が参加 北九州春闘共闘連絡会と北九州地区労連共催



ながた市政実現！、大幅賃金上げ！、止めよう9条改憲！、消費税増税！ 春闘要求の実現をめざし頑張るぞ～



永富北九州春闘共闘、北九州地区労連議長が行いました

1月11日(金)18時15分から小倉北区リーセントホテル玄海の間で、北九州春闘共闘連絡会&北九州地区労連共催 2019年新春旗びらきが開かれ、来賓、参加者、うたごえの仲間など130人を超える参加で大賑わい。楽しいひと時を過ごすことが出来ました。



オープニング あら草 希望の歌を熱唱する北九州のうたごえの仲間



山下県労連議長の来賓挨拶

来賓には、福岡県労連山下議長、北九州市長選挙ながた候補、日本共産党から高瀬県議候補など8人が参加、平和と人権北九州共闘会議の竹内議長、社民党門司総支部南川福岡県議選予定候補(無所属)、福岡県労働者支援事務所などから15人が参加。代表して5人の方から激励の挨拶を受けました。



今年も多くの来賓(15人)が参加しました



争議団共闘から支援のお礼と訴え JALのたたかいはこれからが本番です

第2部交流・懇親の集いは、エフコープ生協労組舌間書記長による乾杯で始まり、遅れてきた真島元衆議院議員、河野参議院選挙区予定候補や争議団共闘の仲間の訴え、加盟組合など各団体からの訴えが次々に出され、盛りだくさん、有意義な時間を過ごすことが出来ました。



北九州市長選挙が戦われています。ながた浩一候補派からの訴え、迫力がありました



共同の広がりを示す1枚です。北九州共闘竹内議長と小川弁護士とのツーショット

最後に、国労北九州地区本部富山委員長の閉会のあいさつ。永富議長の発声で北九州市長選挙闘争、2019年春闘での前進をめざす決意をこめた団結がんばろうで幕を閉じました。

共闘の広がりを感じる旗びらきとなりました。



福建労の吉村委員長から、北九州市長選挙でながた市政を実現しようと力強い訴えがありました

2,000億円の下関・北九州道路建設より

笑顔と希望あふれる

働く者の願いが実る市政を

ながた市長の実現をめざす北九州労働者の会総決起集会に100人を超える参加
政策 候補者 抜群 総云で提案、確認された行動提起を100%やりきろう
組合員、家族、友人、知人などあらゆるつながりをいかした声かけに全力をあげよう！

ながた市長実現をめざす北九州労働者の会は、1月16日（水）18時30分から小倉北生涯学習総合センター3階ホールで、「ながた市長実現をめざす北九州労働者総決起集会を開きました。

この集会には、北九州地区労連参加の労働組合や国労北九州地区本部、西鉄、製鉄などから100人を超える労働者が参加しました。

集会では、健和会労組安達委員長の司会で進められ、冒頭北九州地区労連永富議長の



県労連からの推薦状を受け取るながた予定候補



総決起集会は、永富地区労連議長の力強い挨拶で始まりました。

開会挨拶、来賓として福岡県労連懸谷副議長による激励挨拶、その後、笑顔と希望の会の石田代表委員から、北九州市長選挙2つの争点について説明・報告がありました。

二つの争点は、①安倍政治言いなりの市長が市民の声を掲げきつぱりとモノを言う市長か。②2,000億円の下関北九州道路よりくらし、福祉、防災対策を応援する市長を。についてわかりやすく説明があり、嘘とごまかしの市政は安倍政治だけではなく、北九州でも行なわれていること。三大公約を投げ捨ててスタ



ながた支持の声かけを投票箱の蓋が閉まるまで全力をあげる決意をこめてがんばろう

点公約を直ちに実施。財源も決意が語られました。

行動提起は北九州地区労連堀田事務局長が行ない、「①支持拡大（声かけ）運動に全力をあげよう、②小倉駅前デッキでの1・20市長選勝利労働者大宣伝行動に最大限の結集をと呼びかけました。

最後に今回結成された「北九州労働者の会」の活動を今後とも継続させることも提案されました。

一日の行動が終わり、駆けつけたながた浩一市長候補と宇土市議会議員補欠選挙候補それぞれから決意が述べられました。県労連からながた候補に対する推薦状とカンパが手渡され大きな拍手が起りました。

北九州市長選挙勝利、労働者大宣伝行動の成功を！

北九州市長選挙短期決戦です。ながた市長の実現をめざす北九州労働者の会は、安倍政治にモノが言えるながた市長を！、働くモノの願いによりそうながた市長を！、大企業にモノが言えるながた市長を！、ながた市長実現をめざす労働者大宣伝行動を小倉駅南口デッキ周辺で行ないます。

多くの参加をお願いします。
 とき 1月20日（日）
 11時から
 小倉駅南口広場

期日前投票を積極的に

- ◆ 期日前投票
1月14日(月)～1月26日(土)
- ◆ 投票できる場所と時間
各区区役所 8:30～20:00
各区出張所 8:30～17:00

労働法コラム 第49回

「労働による精神障害について」



黒崎合同法律事務所

平山博久 弁護士

最近、法律相談を受ける中で、仕事の原因で精神疾患を発生するケースの相談を受けることが増えています。

そこで、今回は、精神障害と労働災害(労災)について簡単に説明をしようと思います。

まず、仕事をしている途中に転倒してけがをした場合に労災の認定がなされ、治療費や休業補償等の支給を受けることができることは周知されていると思いますが、怪我をされた場合に職場からそのような労災制度の助言をされることもあると思います。精神障害の発症についても、怪我と同様に労災と認定されることがあります。

仕事をしていく中で色々なス



トレス(心理的負荷)がありますから、そのストレスによって精神障害を発生すれば労災となる場合があることは当然ですが、転倒等による怪我と違って精神障害発症までの経緯がはっきりしない面がありますし、生活していく以上は仕事以外のストレスもあるでしょうから、どうい場合に労災と認定されるかご存じでない方も多いと思います。

この点、厚生労働省は、心理的負荷による精神障害の認定基準を策定しています。

その認定基準では、①対象疾病の発症、②発症前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷があること、③個体側要因により疾病を発生したものでないこと、とされています。

①対象疾病については、主治医意見、診療録等の資料、本人・関

係者の聴取等によって得られた情報から医学的に発症の有無、疾病名、発症時期などが判断されます。

②強い心理的負荷については、厚生労働省作成の業務による心理的負荷表(ホームページで公開されています。)に基づき発症6か月前の出来事による心理的負荷の強度を弱、中、強の三段階に区分し、個々の出来事が複数ある場合には総合的にその負荷を判断するものとされています。その判断の中で、時間外労働の有無・その程度も含めて検討されます。

発症前6か月が原則ではありますが、発症前6か月より前の事実であっても、発症に影響することを完全に否定はできません。ですから、出来事の連続性がある場合(いじめ、パワハラ等)は、その出来事の開始以降発症までの



事実を総合評価することとなります。

③業務外の事情については、②と同様、業務「以外」の心理的負荷評価表に一連の事実が書かれており、その事実の有無、その負荷の強度を検討して、業務以外の心理的負荷や個体側の要因がない場合、又は、その業務以外の心理的負荷や個体側要因はあるものの、これによって精神障害を発生したことが明らかと判断できない場合には、③の要件を満たすとされています。

以上、基準について簡単に整理しましたが、ここで注意を要するのは、認定基準は迅速かつ画一的な処理を目的として定められた行政認定基準に過ぎず、申請者の立証責任を軽減する目的で作成されたということです。

すなわち、認定基準は裁判所を拘束するものではありませんから、労働基準監督署で業務外(労災ではない)とされ、審査請求によっても労災ではないとされた場合であっても、裁判(業務外の行政処分に対する取消訴訟)等で業務上(労災である)と判断される場合もあります。

業務が原因と考えられる体調不良については、できるだけ早く医療機関の診断を受け、発症前の出来事や時間外労働等に基



づいて、業務である疾病か(労災であるか)否かについて検討をするのが望ましいといえます。